

広情個審第16号

平成28年8月24日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年3月13日付け広佐維第484号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第22号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成26年3月13日付け広佐維第484号の諮問事案（諮問第22号事案）

- ① 平成26年1月7日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月22日付け広佐維第367号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同年3月1日付け異議申立て
- ② 平成26年1月22日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同月31日付け広佐維第375号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同年3月1日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、境界立会者の氏名等（以下「本件情報」という。）を不開示とした各部分開示決定は妥当です。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成26年1月7日付けの保有個人情報開示請求に対し実施機関が同月22日付け広佐維第367号で行った保有個人情報部分開示決定及び同日付けの保有個人情報開示請求に対し実施機関が同月31日付け広佐維第375号で行った保有個人情報部分開示決定を、それぞれ取り消すよう求めているものです。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書及び口頭意見陳述等での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

ア 申立人が所有する土地と隣接する私有地との境界線を確認した文書（以下「民民の土地境界確認書」という。）2部に署名、押印した。そのうちの1部を実施機関が保有しているので、その開示を求める。

イ 申立人は、実施機関から部分開示された書類につづられている申立人の所有地と広島市の管理する水路との境界確認書には、署名及び押印した記憶がなく、偽造された疑いがあるので当該境界確認を取り消してほしい。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件対象保有個人情報について

申立人が開示請求した保有個人情報が記録された公文書は、平成26年1月7日付け保有個人情報開示請求書では「平成24年5月に安佐北区役所で見せてもらった書類」、平成26年1月22日付け保有個人情報開示請求書では「平成24年6月末に安佐北区役所において、私に示した土地境界確認書（かがみを含む。）」と、表現は異なっているものの、全て同一の公文書である「公有地の境界線（区域線）の確認について」（平成24年4月2日安佐北区農林建設部維持管理課長決裁文書。以下「本件対象保有個人情報」という。）であり、申立人の所有地と広島市の管理する水路との境界を確認した境界確認書である。

申立人は、本件対象保有個人情報の原本を平成24年5月11日、同年7月4日、平成25年11月21日に閲覧しており、その中につづられている境界線確認書の署名及び押印についても確認している。

なお、実施機関の分掌事務は、「道路等、下水道敷等及び農業用施設等の境界確認に関すること。」であることから、実施機関は官民境界確認書のみを保有しており、申立人の所有地と隣接私有地との境界線を確認した「民民の土地境界確認書」は保有していない。

(2) 不開示情報について

本件対象保有個人情報のうち、開示しないこととした境界立会者の氏名及びその資格は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号本文に該当するとして不開示としたものである。

なお、隣接土地所有者の氏名は、同人の同意が得られたため、同号ただし書イに基づき開示したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

申立人の各本件保有個人情報の開示請求は、申立人が、安佐北区役所において平成24年5月及び同年6月に閲覧した公文書の全部開示を求めたものであり、実施機関が、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当と考えられます。

なお、申立人が各本件保有個人情報の開示請求を行った真意は、申立人所有地と隣接土地との「民民の土地境界確認書」の閲覧を求めることにありと推察されます。しかし、実施機関である安佐北区維持管理課の分掌事務は、「道路等、下水道敷等及び農

業用施設等の境界確認に関すること。」であり、それ以外の土地の境界確認には関与することはなく、「民民の土地境界確認書」は保有していないとの実施機関の説明には不自然、不合理な点は認められません。

(2) 条例第11条第2号本文該当性について

条例第9条第1項の規定によれば、何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができることされており、実施機関は、条例第11条の規定により、同条各号に掲げる不開示情報を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないことになっています。

今回不開示とされた本件情報は、境界立会者の氏名及びその資格であることから、申立人以外の特定の個人を識別できる情報であるため、条例第11条第2号本文の不開示情報に該当することが認められます。

また、境界立会者の氏名等は、開示することについて、当該個人が同意していると認められないことから同号ただし書イの不開示情報の例外規定には該当しないと判断されます。

したがって、実施機関が、条例第11条第2号本文に該当するとして本件情報を開示しないこととしたことは妥当と考えられます。

(3) 申立人のその他の主張について

当審査会は、その他申立人が主張する「署名及び押印の真実性や官民境界確認行為の妥当性」について調査審議する権限を有しておらず、本件情報の不開示情報該当性については、前記(2)において述べたとおりですから、当審査会の判断に影響を及ぼすものではありません。

(4) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 3. 13	広佐維第484号の諮問を受理（諮問第22号で受理）
28. 6. 3 （第1回審査会）	第2部会で審議
28. 7. 1 （第2回審査会）	第2部会で審議
28. 7. 25 （第3回審査会）	第2部会で審議
28. 8. 23 （第4回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送(株)報道制作局長
田 邊 誠	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授